

瑞浪市まちづくり基本条例（案）

資料 2

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条～第 3 条）

第 2 章 まちづくりの基本原則（第 4 条）

第 3 章 まちづくりを担う主体

第 1 節 市民等

第 1 款 市民（第 5 条～第 6 条）

第 2 款 ~~多様な担い手によるまちづくり~~（第 7 条～第 10 条）

第 2 節 議会（第 11 条）

第 3 節 行政

第 1 款 市長（第 12 条）

第 2 款 執行機関（第 13 条～第 16 条）

第 3 款 市の職員（第 17 条）

第 4 章 参加の仕組み（第 18 条～第 19 条）

第 5 章 実効性の確保（第 20 条～第 21 条）

附則

前文

私たちのまち瑞浪市は、岐阜県の南東部に位置し、北部には木曽川が、中心部には土岐川が流れ、市域の 70 % を山林が占めるなど、緑豊かな自然環境を有しており、古代は東山道、中世は鎌倉街道、近世は中山道の宿場町として、東西の政治、経済、文化が流入して栄えた歴史あるまちです。また、室町時代からの長い伝統を誇る窯業を地場産業とする陶磁器のまちであり、古代の海生生物等の化石が発見される化石のまちでもあります。このように、瑞浪市には豊かな自然や地域で守り伝えてきた歴史や文化、産業に加え、これまでに推進してきた市街地整備等による優良な住環境、充実した教育環境など豊かな暮らしを営むための大きな魅力があります。

瑞浪市は、こうした魅力を活かしながら、安心して子育てができる環境、高齢者がいきいきと生活できる環境を整え、~~美しく~~快適で住みよい地域社会を実現することで、市民一人ひとりが瑞浪市民であることに誇りを持ち、美しく幸せな暮らしを実感できるまちを目指します。

地方自治は日本国憲法で保障されていますが、その本旨は、市民が主体となつ

て市民、議会及び行政の協働を不断に進めることにより達成するものであり、持続可能な地域社会の実現のため、ここに瑞浪市まちづくり基本条例を制定します。

【説明】

前文は、瑞浪市の地理的な状況、歴史、文化を踏まえ、この条例を制定するにあたっての基本的な理念や決意を明らかにし、この条例全般にわたる解釈、運用のよりどころとします。

次のような構成とキーワードを意識しています。

構成：

- ① 歴史的由来、環境等
- ② まちづくりの方向性、理念
- ③ 条例制定の趣旨

キーワード：

- ① 自然、中山道、陶磁器、化石、住環境、教育環境
- ② 安心、子育て、高齢者が生き生き、快適、美しい、住みよい、地域社会、市民の誇り、幸せの実感
- ③ 地方自治、市民が主体、市民・議会・行政の協働、不断の取り組み、持続可能性

⇒関連：瑞浪市民憲章、安全都市宣言、青少年非行防止都市宣言

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、前文に掲げられた基本理念にのっとり、瑞浪市におけるまちづくりに関する原則及び仕組み、並びに市民の権利及び責務並びに議会及び行政の責務等を定め、市民主体のまちづくりを推進することを目的とします。

【説明】

ここでは、前文に掲げられたまちづくりの基本理念に沿って、この条例は何を定めているかを示しています。市民が主体となってまちづくりを行うためには市民・議会・行政の役割や責務を明確にする必要があります。

提言を基本にして、条文となるようにまとめています。

(定義)

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 市民 市の区域内に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は市の区域内において事業若しくは活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。
- (2) 自治会 町や丁目など、一定の区域に住む人たちによって主体的に構成される住民の自治組織をいいます。
- (3) まちづくり推進組織 地域のまちづくりを推進することを目的に、市内の各地区に設立され、地域内の諸団体との連携と協働を図り、各地区の課題解消や活性化のために活動する市民団体をいいます。
- (4) 子ども 18 歳未満の人をいいます。
- (5) 市 議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいいます。
- (6) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の総称をいいます。
- (7) まちづくり 前文に掲げられた基本理念に基づき、市民、議会及び行政が行動することをいいます。
- (8) 協働 市民同士又は市民、議会及び行政が対等な立場で共通の目的に向かい、連携協力することをいいます。

【説明】

ここでは、この条例で用いられる用語うち、認識を共通にしておきたい重要な用語を定義します。

第 1 号「市民」 市内に住所を有する住民と市内の企業等で働く人、市内の学校に通う人、市内で活動する人たち、その他市内の企業や N P O といった団体も「市民」として位置付けます。

第 2 号「自治会」 町、丁目、字など、地縁による一定の区域に住む人たちによって主体的に構成される住民の自治組織です。

第 3 号「まちづくり推進組織」 市内の各地区で設立され、地域内の諸団体との連携と協働を図り、地区の課題解消や活性化のために活動する市民団体をいいます。

第 4 号「子ども」 子ども・子育て支援法などに準じ、児童生徒や、就学前の幼児等 18 歳未満の人をいいます。

第 5 号「市」 地方自治法に定める基礎的な地方公共団体としての瑞浪市のことをいいます。

第 6 号「行政」 市の執行機関のことをいいます。市長の他、地方自治法で定められた執行機関として、教育委員会等上記に列挙した執行機関のことをいいますが、市長には第 12 条の説明にあるように、地方公共団体を統括し、代表する役割もあります。

第 7 号「まちづくり」 私たちのまちを「市民一人ひとりが瑞浪市民であることに誇りを持ち、幸せな暮らしを実感できるまち」にするために、各自が行動することです。

第 8 号「協働」 より良いまちを築くために市民同士、市民・議会・行政がお互いを尊重し合いながら対等な立場でそれぞれの役割を果たしながら、共に力を合わせることをいいます。

提言によるもののほか、「自治会」、「まちづくり推進組織」、「子ども」を追加しました。

「まちづくり」については、『『住みやすいまちにするため』が目的とするものではないのでは』との地域懇談会の意見により記述を改め、前文に掲げる理念に基づき行動することと規定しました。

「住民」、「執行機関」については、地方自治法を別資料で抜粋して解説しました。

(条例の位置付け)

第 3 条 市は、他の条例、規則等の制定及び改廃にあたっては、この条例の趣旨を尊重します。

【説明】

この条例は、市の自治に関する基本的な事項を総合的に規定するものです。したがって、他の条例、規則等を制定、改廃する際は、この条例の趣旨を尊重し、この条例の内容と整合性を図らなければならないことを定めます。

第 2 章 まちづくりの基本原則

(まちづくりの基本原則)

第 4 条 まちづくりの基本原則は、次の各号に掲げるとおりとします。

(1) 市民主役の原則 市民一人ひとりが主役となってまちづくりを進めます。

- (2) 市民参加の原則 市民の参加が保障されます。
- (3) 協働の原則 市民、議会及び行政は、対話に基づく信頼を基調とした対等な立場で連携協力するものとします。
- (4) 情報共有の原則 市民、議会及び行政は、情報を共有し、まちづくりを進めます。
- (5) 効率性の原則 まちづくりは効率的、効果的に進めます。

【説明】

ここでは、市民のまちづくりへの参加と協働に関する基本原則を定めます。

まちづくりの基本原則

第 1 号「市民主役の原則」 まちづくりは、市民一人ひとりが行動することが重要です。

第 2 号「市民参加の原則」 まちづくりは、市民が市政やまちづくりに積極的に参加できる環境を整えることが必要です。市は、市民参加が保障されるよう制度整備に努めます。

第 3 号「協働の原則」 まちづくりは、市民、議会、行政または市民同士がお互いの立場を尊重しながら対等な立場のもと連携協力してまちづくりを進める必要があります。

第 4 号「情報共有の原則」 市民が市政に参加し、協働のまちづくりを進めるためには、議会や行政の持っている情報を適切な時期に、正確に、かつわかりやすく提供することが必要です。市民も自分たちが持っている地域の情報を積極的に提供し、様々な活動が互いに有効に機能することに努める必要があります。市民、議会及び行政がそれぞれの情報を共有するという原則です。

第 5 号「効率性の原則」 まちづくりを担う人々が心がけることとして、限りある資源を有効活用し、事業が効率的に行われる必要があります。

提言を基本にして、条文となるようにまとめています。

第 3 章 まちづくりを担う主体

第 1 節 市民等

第 1 款 市民

(市民の権利)

第 5 条 市民は、まちづくりの担い手として、市政に参加することができます。

2 市民は、市政についての情報を知る権利を有し、議会及び行政に対しその保有する情報の公開を求めることができます。

【説明】

ここでは、市民が市政に参加する権利と市政に関する情報を得られる権利を保障します。市民が市政について理解し、判断する上で、議会や行政から情報を得られることが必要です。市民は、行政や議会から提供される情報をただ受け取るだけでなく、自ら積極的に市政に関する情報の提供を要求することもできます。

提言のとおりとなっています。

* 国の法律に規定される権利について、改めて再掲することはしていません。

* 定義により、市民は法人等を含む幅広い範囲を示しています。

(市民の責務)

第 6 条 市民は、互いの活動を尊重し、協働してまちづくりを進めます。

2 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚し、自らの発言と行動に責任を持つものとします。

【説明】

市民同士が様々なまちづくり活動についてお互いに理解を深め、同時に、市民同士又は行政及び議会との間においてもお互いの活動を尊重し認め合い、助け合いながら、みんなが前文に掲げるまちづくりに努めます。市民は、まちづくりの主体が自分たちであることを自覚し、発言と行動に責任を持ちます。

提言を基本としましたが、「責務」と言いながら理念的な規定であり、次の観点で修正をしました。

①「互い」の記述が重複するため、まとめました。その際、「互いに尊重し協力しながら前文の理念に向け協力する」という流れとしました。

②発言と行動に責任を持つ前提として、まちづくりの主体である自覚・意識が必要と考えられるため、表現を追加しました。

第 2 款 多様な担い手によるまちづくり

(まちづくり推進組織)

第 7 条 市は、別表に定める各地区において、市長が認める一のまちづくり推進組織を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付けます。

2 まちづくり推進組織は、自治会や諸団体と連携して地域住民の意思を反映し、地域の活性化や地域特有の課題解消に向けて取り組みます。

3 まちづくり推進組織は、運営ルールを明確にし、民主的な活動を行います。

4 まちづくり推進組織は、地域住民が参加しやすいように活動を行います。

5 住民は、まちづくり推進組織が地域のまちづくりにおいて果たしている役割を認識し、尊重するとともに積極的に参加します。

6 行政は、まちづくり推進組織がその機能・役割を十分発揮できるよう必要な施策を講じます。

【説明】

ここでは、まちづくり推進組織について、基本的な考え方を示しています。

自治会は、地域ごとに差異はあるものの、役員の任期は概ね 1 年とされているところが多く、高齢化が進む中、地域の課題解決を継続的に行うのは困難になってきました。しかし、地域の課題解決や活性化は、地域住民自らが取り組むことが望ましいことから、本市では、旧小学校区毎にまちづくり推進組織が立ち上がりました。

第 1 項 市は、各地区において市長が認める 1 つのまちづくり推進組織について、多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を担う組織として位置付けます。

瑞浪地区＝瑞浪地区まちづくり推進協議会

土岐地区＝土岐地区まちづくり推進協議会

稲津町＝明日の稲津を築くまちづくり推進協議会

釜戸町＝釜戸町まちづくり推進協議会

大湫町＝大湫町コミュニティ推進協議会

日吉町＝日吉町まちづくり推進協議会

明世地区＝明世地区まちづくり推進協議会

陶町＝陶町明日に向って街づくり推進協議会

第 2 項 市内各地区での課題や特徴は地区毎に様々であり、地域住民の意思を反映した事業を行うことが求められています。そのため、まちづくり推進組織が行う事業は、~~自治会や~~地域内の各種団体と連携して行う必要があります。

また、まちづくり推進組織が旧小学校区ごとの比較的大きな単位の組織であるのに対し、自治会は概ね地区区長会→区→組→班と古くから小さな単位の地域に根付いた組織であることから、特に自治会との連携が重要となります。

第 3 項 まちづくり推進組織は、その地区の住民が会員であることから、その運営ルールは、地域住民が納得できるよう明確である必要があります。

第 4 項 まちづくり推進組織が行う事業は、地域住民が参加しやすいものとします。

第 5 項 まちづくり推進組織は、前 3 項のとおり、地域住民の理解のもと、地域の課題解決や活性化のための事業を行います。まちづくり推進組織の会員である地域住民は、その役割等を十分に認識し、その事業に協力する必要があります。

第 6 項 行政は、まちづくり推進組織が活動しやすいように施策を講ずる必要があります。

提言を基本にして、条文となるようにまとめています。

前回（第 1 回審議会）からの変更点として、第 1 項では、まちづくり推進組織をこの基本条例で「各地区において、市長が認める一のまちづくり組織」として規定しています。

関連：夢づくり地域交付金交付規則、まちづくり推進協議会連絡会運営費交付規則

（自治会）

第 8 条 市民及び市は、自治会の地域自治を担う重要な役割を認識し、その活動を尊重するものとします。~~市は、自治会をまちづくり推進組織と同様に多様な担い手によるまちづくりの中心となる役割を果たす組織として位置付けます。~~

2 住民は、~~第 6 条第 1 項の目的を達成するため、前項の規定により、原則として自治会へ加入しなければなりません。~~

3 市は、自治会をまちづくり推進組織と同様に多様な担い手によるまちづくりの中心となる役割を果たす組織として位置づけ、自治会から提出される意見及び提案を総合的に検討し、市政に反映させます。

【説明】

~~自治会は、その地域の人たちによる、地域のことを最もよく知る自治の主体です。地域福祉、防災防犯等について、きめ細やかな対応をすることができ、~~

~~よりよい地域を作り出していくためには、地域の人たちの助け合いと地道な活動がなければ成しえません。このことから、住民は、その地域の自治会に加入し、地域の自治活動に参加するべきであるという理念を決意として定めています。~~

ここでは、自治会について、基本的な考え方を示しています。

第 1 項 自治会は、その地域の人たちによる、地域のことを最もよく知る自治の主体です。地域福祉、防災・防犯等について、きめ細やかな対応をすることができ、よりよい地域を作り出していくためには、地域の人たちの助け合いと地道な活動がなければ成し得ません。このことから、市民及び市は、自治会の地域自治を担う重要な役割を認識し、その活動を尊重します。

第 2 項 自治会への加入は、決して強制できるものではありません。しかしながら、住民は、地域の人たちが助け合い、よりよい地域を作り出していくために、原則として自治会へ加入するべきであるという理念を決意として定めています。よって、罰則規定は設けません。

第 3 項 市は、自治会をまちづくり推進組織と同様に多様な担い手によるまちづくりにおける中心的な役割を果たす組織として位置づけ、市政との関わりを規定しました。

提言にはありませんでしたが、自治会は、まちづくり推進組織と同様にまちづくりの重要な担い手であるため、追加しました。

第 1 項では、市民や市の自治会に対する認知とその活動の尊重を規定し、それを受ける形で第 2 項には地域社会を構成する住民の参加なくして地域社会はないため、まちづくりの理念から住民は自治会に参加するものとししました。また第 3 項では、市における自治会の位置づけと市政への関わりを規定しました。ただし自治会加入は、精神的な規定であり、罰則を伴うものではありません。

自治会とまちづくり推進組織の関係性を明記すべきとのご意見をいただきましたが、その関係は、地区ごとに事情が異なり、地域ごとでお互いの関わり方を協議していただくことが望ましいことから、市として一概に関係性を明記することはできません。しかしながら、まちづくりに関して、それぞれが果たしている役割は非常に大きく、「同様に多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織。」としています。

参考：市政協力事業交付金交付規則、連合自治会運営費交付金交付規則

(子ども)

第 9 条 子どもは、地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参加することができます。

【説明】

子どもは地域の未来を担う大切な宝です。地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参加し、意見を表明できる環境が望まれます。

提言のとおりとなっています。

(市民活動団体)

第 10 条 ボランティア団体、NPO 等、自主的に公益活動を行う市民活動団体は、まちづくりに関する活動において、行政から支援を受けることができます。

【説明】

市民活動団体は、自らの力で活動を行うことを主眼に置きつつ、まちづくりに関する活動においては、行政から支援を受けることができる仕組みが必要です。

提言のとおりとなっています。

関連：補助金等交付規則

第 2 節 議会

(議会の役割と責務)

第 11 条 議会は、直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される議事機関として、市民の意思が市政に反映されるよう努めます。

2 議会は、行政運営が適正に行われるよう調査及び監視機能を十分に発揮し、政策立案機能の充実に努めます。

3 議会は、保有する情報及び議会活動を市民に公開し、市民が市政について考え、判断する材料を提示するよう努めます。

【説明】

議会は、選挙によって市民の信託を受けている議員で構成されていることから、市民の声を市政に反映させることや市政の監視機能等が求められます。

概ね提言のとおりとなっています。

市議会では、議員の活動及び議会運営の基本原則等を定める議会基本条例の制定に着手しており、今年度 9 月議会に上程される予定です。議会におけるルールは議会基本条例で制定されますので、まちづくり基本条例における議会の役割と責務についての記載は、民意の反映及び市政への監視機能等基本的な事項にとどめます。

第 3 節 行政

第 1 款 市長

(市長の役割と責務)

第 1 2 条 市長は、市の代表者として、市民の信託に応え、公正かつ誠実に市政を運営します。

2 市長は、市民との協働を推進し、健全な財政運営を図り、効果的・効率的で質の高い事業を行います。

【説明】

市長は、市民の信託を受けた者として、また市を代表する者として、公正かつ誠実に職務を執行し、市政全体を運営しなければなりません。それとともに、市民との協働を推進し、執行機関の長として協働のまちづくりの実現に努めます。

提言を基本にしながら、前文、第 1 条等と整合を取り、「住みよいまちの実現のため」の記述を削除しました。

市長は、地方自治法第 138 条の 3 においては、各執行機関を管轄するものとして、また地方自治法第 147 条においては、「地方公共団体を統括し、これを代表する。」と規定されており、これらの 2 面を統合する理念的な表現としています。

第 2 款 執行機関

(執行機関の役割と責務)

第 1 3 条 執行機関は、~~公平~~公正、誠実、迅速かつ効率的に行政活動を実施します。

- 2 執行機関は、市民の~~ニーズ~~意向を的確に把握するとともに、常に市民の立場に立った行政活動を行います。

【説明】

第 1 項 執行機関は、~~公平~~公正、誠実、迅速かつ効率的に事務を執行することを定めています。

第 2 項 執行機関は、市民の~~ニーズ~~意向を的確に把握し、市民の立場に立った行政活動を行うことを定めています。

提言のとおりとなっています。

地方自治法に規定されており、ここでは、理念的な表現としました。

関連：行政手続条例、同規則、

(情報)

第 1 4 条 執行機関は、公正で開かれた市政の実現を図るため、市政についての情報の公開に関する総合的な施策に基づき、積極的に情報を公開します。

2 執行機関は、市民の必要とする情報について、適切かつ速やかな提供に努めます。

3 執行機関は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適切に管理します。

【説明】

市民が主役のまちづくりを進めるためには、市民が行政に関する情報をよく知る必要があります。執行機関は、必要な時に適切な情報を分かりやすく市民に提供できるよう努める必要があります。また、個人情報については、瑞浪市個人情報保護条例（平成 1 2 年条例第 4 5 号）に基づき、適正に管理します。

提言のとおりとなっています。

関連：情報公開条例、同規則、個人情報保護条例、同規則、財政事業の作成及び公表に関する条例、同規則、文書管理規程

(総合計画等)

第 1 5 条 執行機関は、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向について

の基本的な指針となる総合計画を定め、総合的かつ計画的な市政運営に努めます。

- 2 執行機関は、総合計画を構成する目指すべき将来の市の姿及びそのための施策を示す基本構想、基本構想の実現に向け基本とする施策とその目標を示す基本計画及びその他市の施策の基本となる計画の策定及び改廃にあたっては、市民参加の機会を保障します。

【説明】

総合計画は、市政を総合的、計画的に運営するための将来像を示すものです。市の全ての事業は、総合計画に沿って行われるものであり、この重要な計画については、まちづくりの理念に基づき市民参加のもとで策定される必要があります。

提言を基本としていますが、総合計画に関する表現を既存の条例等とも整合させて修正しました。

平成 23 年の地方自治法改正により、「総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想」を策定することを地方自治体に義務付ける規定は削除されましたが、本市では、基本構想を含む総合計画を策定するものと「瑞浪市総合計画策定条例(平成 24 年条例 2 号)」で定めています。

(執行機関の組織)

第 16 条 執行機関は、その行政の組織が市政の課題に的確に対応できるよう、見直しに努めるものとします。

【説明】

市の執行機関は、どのような組織体制が市民にとって有益であるかということ念頭に、常にその組織の見直しを行うよう努めなければなりません。

提言を基本としていますが、組織改正が頻繁に行われることは第 4 条第 5 号の基本原則の「効率性」に反する面もあり、市政における課題との兼ね合いで「見直しに努める」としました。

第 3 款 市の職員

(市の職員の役割と責務)

第 17 条 市の職員は、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を遂行します。

2 市の職員は、職務に必要な知識の習得及び資質の向上に努めます。

3 市の職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすものとします。

【説明】

第 1 項 市の職員は、市民のために働くという心掛けを持って、公正かつ誠実に職務を行います。

第 2 項 市の職員は、職務に必要な知識や技術の向上に務め、質の高い市民サービスの提供を心掛けます。

第 3 項 市の職員としての責務を果たすだけでなく、同時に市民としても責務を果たすことが求められます。

提言を基本としていますが、「市民のために働くもの」を「全体の奉仕者」と表現を改めています。その他、分かりやすい表現に改めています。

関連：職員のサービスの宣誓に関する条例

第 4 章 参加の仕組み

(参加)

第 18 条 市は、市政に関する計画及び政策の策定及び改廃については、その検討段階から市民の参加を促進します。

2 市は、市政への市民の多様な参加の機会を提供します。

【説明】

ここでは、市民がまちづくりに参加する仕組みを定めています。

市民の市政参加については、第 5 条で「市民は、まちづくりの担い手として、市政に参加することができます。」と定めています。議会や行政としても、様々なかたちで市民が市政に参加できるように配慮しなければなりません。市が作成する計画等についても、検討する段階から市民の意見を反映させるよう努めます。

提言を基本としていますが、提言では、市政参加の機会提供と環境づくりが述べられており、同様の趣旨であるため、第 1 項では公募委員等の市民参加を念頭に、2 項では「努める」という努力規定ではなく、多様な参加の機会を提供することとしています。現時点では市政参加の手法としてパブリックコメント、地区懇談会、市政直行便、市民アンケート等がありますが、新たな参加手法であり特筆すべき住民投票のみ次条で規定し、それ以外は情報手段の発達等に応じて随時検討をしていきます。

関連：審議会等における公募委員選考会設置要綱、パブリックコメント手続要綱

(住民投票)

第 19 条 市は、市政に関する重要事項について、広く住民の意思を確認するため、条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

2 前項の条例には、それぞれの事案に応じ、住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとします。

3 議会及び市長は、住民投票が実施された場合は、その結果を最大限尊重します。

【説明】

市の重要事項については、住民全体の意見を聴くことが大切であり、また住民においても、その意思を表す機会が必要です。住民投票の投票権を有する者の資格、請求に必要な一定割合をどうするかなど、制度の詳細については別に条例に定める必要があります。

住民投票の結果と市長や議会の判断のどちらが優先されるべきかは難しい問題だと思われませんが、住民投票の結果には法的な拘束力はないものとされており、住民の意思を最大限尊重してもらうことが必要です。

提言を基本としていますが、事案により住民投票条例を個別に設置することとしています。

第 5 章 実効性の確保

(市民まちづくり会議の設置)

第 20 条 市長は、この条例の実効性を確保するため、市民まちづくり会議を設置し~~ます~~、毎年開催することとします。

2 市民まちづくり会議は、この条例の運用状況を検証し、まちづくりに関する施策等について、市長に提言することができます。

3 前 2 項に規定するもののほか、市民まちづくり会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。

【説明】

ここでは、この条例の実効性の確保について定めています。

第 1 項 条例制定後、この条例の趣旨や精神が関係者で共有され、実際の活動に活かされているか検証する機会が必要です。市長は、市民まちづくり会議を設置し、毎年会議を開催します。

第 2 項 市民まちづくり会議では、この条例の運用状況を検証するため、市民、行政関係者が意見を交換し、お互いのまちづくりへの意識及び情報の共有を図ります。また、まちづくりに関する施策等について、市長に提言することができます。

提言を基本としていますが、名称は「仮称」を外して「市民まちづくり会議」としました。市長は、市民まちづくり会議を設置し、毎年開催することとしました。また、市民まちづくり会議は、まちづくりに関する施策等について、市長に提言することもできるとしています。

(条例の見直し)

第 21 条 市長は、5 年を超えない期間ごとに前文に掲げられた理念に照らし条例を見直し、必要な場合は改正等の措置を講じます。

【説明】

社会情勢が目まぐるしく変化する中で、この条例がその時点において、本当に瑞浪市の実情にふさわしい条例であるか、定期的に点検する機会を設ける必要があります。5 年という期間の意図については、10 年スパンの総合計画を中間時に見直すタイミングを採用しています。

前条の市民まちづくり会議では、条例の運用状況の検証を行い、まちづくりに関する施策等について市長に提言することができます。

市長は、概ね 5 年を超えない期間を目途に、或いは条例の見直しについて検討

を行う必要があると認めるときは、まちづくり条例審議会に諮問し、条例改正等について検討します。

提言を基本としています。

附 則

この条例は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第 7 条関係）

瑞浪地区（山田町、明賀台、穂並、小田町、下沖町、和合町、西小田町、北小田町、南小田町、寺河戸町、樽上町、一色町、上野町、宮前町、高月町、須野志町）、土岐地区（土岐町、上平町、学園台、益見町）稲津町、釜戸町、大湫町、日吉町、明世地区（明世町、松ヶ瀬町、薬師町）、陶町